

# 人権チェックリスト



平成30年

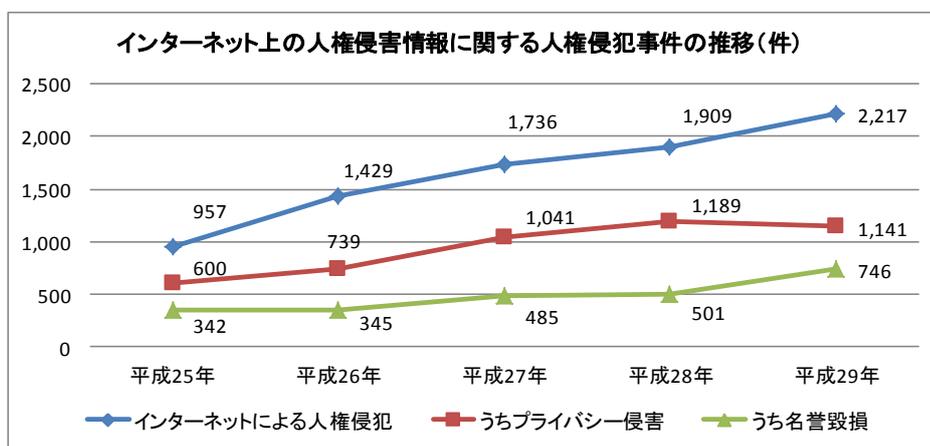
3月号

## インターネットを悪用した人権侵害について

インターネットには、掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、私たちの生活が便利になる一方で、匿名性を悪用し、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

例えば、無断で他人の名前や住所、写真などをインターネット上に公開し、プライバシーを侵害することや、SNS 等を利用し、特定の人たちを誹謗中傷（悪口や嫌がらせ）する書き込みなどがあります。

平成29年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、2,217件となっています。



出典：法務省、平成29年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

## チェック

一度書き込みを行うとその内容がすぐに広まってしまう、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。インターネットの掲示板や SNS を利用する際は、次の項目に心がけて正しく利用しましょう。

- 他人を誹謗中傷する差別的な内容を書き込まない。
- 安易にあいまいな情報を書き込まない。
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない。
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する。

詳しくは、「インターネットを悪用した人権侵害に注意！：政府広報オンライン」をご覧ください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>

内容についてのお問い合わせは  
和歌山県人権施策推進課まで  
☎073-441-2566

